

多自然居住促進特区

都道府県名：

兵庫県

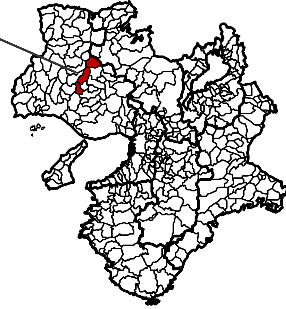
申請主体名：

兵庫県、加美町、八千代町、青垣町

区域の範囲：

兵庫県多可郡加美町及び八千代町、並びに氷上郡青垣町の全域

加美町ほか



特区の概要：

当地域は過疎化・高齢化の進展等から地域活力が低下している。そこでNPO法人等による空き家情報提供等を推進し、都市住民の多自然居住（新・田舎暮らし）を促進する。また農家民宿の開設推進等による都市農村交流の一層の推進や、農地取得後の下限面積要件緩和等により新規就農を促進し、美しく活力ある多自然居住地域の創造と、都市と農山漁村の共生・対流のモデル構築を図る。特区においては、多自然居住に先進的、重点的に取り組み、都市と多自然居住地域との間で「人・情報（ノウハウ）・金」が循環する社会の実現を目指す。

適用される規制の特例措置：

- ・農家民宿における簡易な消防用設備等の容認
- ・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認
- ・市民農園の開設者の範囲の拡大
- ・農地取得後の農地の下限面積要件緩和
- ・過疎地におけるNPO等による空き家情報の提供



【八千代町の滞在型市民農園】



【青垣町の交流拠点施設】